

豊洲市場の土壌汚染対策に万全を期することを求める意見書

言うまでもなく、食を扱う豊洲市場の安全性確保は、すべてにおいて優先させなくてはならない。

本区及び本区議会は、これまで東京都から盛り土をはじめとした土壌汚染対策の確実な実施により、豊洲市場における安全性は万全である旨、再三にわたり説明を受けてきた。

しかしながら、小池東京都知事の豊洲市場移転延期発表を契機とした一連の調査により、適正な盛り土がなされておらず、地下空間が存在することが発覚した。

また、豊洲市場での地下水モニタリング調査や地下空間の大気調査で、環境基準値を超える有害物質が検出されたとの報道がなされたことから、あたかも豊洲地域全体の土壌が汚染されているかのような流言も広がっており、風評被害も生じている。このような状況は、地元区にとって、看過できない事態である。

さらに、東京都は地元区に事前連絡もなく、一方的に市場の移転延期を表明しており、公表のあり方も問題である。本来、本区と東京都は対等な自治体であり、本区に関連のある重大な発表を行う際には、事前連絡を行うなど、一定の配慮はあってしかるべきである。

よって、本区議会は、東京都に対し、市場開設者としての自覚を持って、土壌汚染対策に万全を期するとともに、本区及び本区議会に対し適時適切な情報提供を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月24日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

東京都知事 あて